

給料等債権の差押可能金額算出表

31万0184

区	分	金額(円)	備考
給料等 の 額	本給に相当する金額	310,000	
	扶養家族手当に相当する金額	0	
	超過勤務手当に相当する金額	0	
	その他の支給額(通勤手当等)	8,000	
	計	① 318,000	
差	法第76条第1項第1号の金額 (源泉徴収の所得税)	給料等の所得についての源泉徴収額	3,760
		年末調整額及び年末調整に係る不足額	0
	計	② 4,000	
	法第76条第1項第2号の金額(特別徴収の住民税)	③ 0	
押 禁 止 額	法第76条第1項第3号の金額 (社会保険料)	健康保険料	16,968
		介護保険料	2,480
		厚生年金保険料	26,826
		雇用保険料	1,590
	計	④ 47,000	
額	法第76条第1項第4号の金額 (最低生活費に相当する金額)	滞納者	100,000
		生計を一にする配偶者親族 (45,000円 × 人数)	135,000
	計	⑤ 235,000	
	法第76条第1項第5号の金額(その他) $\{① - (② + ③ + ④ + ⑤)\} \times 0.2$	⑥ 7,000	
差押禁止額(②+③+④+⑤+⑥)		⑦ 293,000	
差押可能金額(①-⑦)		25,000	

注1 : 「法」とは「国税徴収法」をさします。

2 : 滞納者と生計を一にする配偶者には、事実上の配偶者を含みます。

また、生計を一にする配偶者、親族については、国税徴収法施行令第34条の規定により次のようになっています。

生計を一にする配偶者、親族	1人	2人	3人	
金額(円)	45,000	90,000	135,000	1人越える毎に45,000円を加算する

3 : ⑥については、計算式 $\{① - (② + ③ + ④ + ⑤)\} \times 0.2$ で算出した金額が、⑤の金額の2倍を越えるときには、その2倍の金額とする。

4 : 端数計算

①について、1,000円未満の端数があるときは切り捨てること。

②~⑥までについて、1,000円未満の端数があるときは切り上げること。